

令和3年第3回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和3年9月9日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
政策企画課長	川上 叔春 君
福祉課長	三好 則男 君
子育て支援課長	花嶋 みゆき 君
保健福祉センター所長	狩谷 美弥子 君
生活環境課長	飯田 喜紀 君
まち未来創造課長	青木 正道 君
学校教育課長	中村 寛之 君
生涯学習課長	桜井 保夫 君
指導課長	池田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局 長	大越 聖之
書 記	荒井 裕二
書 記	野田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和3年9月9日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。

執行部に反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨、宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係ないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番通告，6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 9番通告，6番石山肖子です。

今回の一般質問は2点、利根町の新型コロナウイルス感染症への対応について、それと、利根町の地球温暖化対策の推進についてでございます。

まず1点目の利根町の新型コロナウイルス感染症への対応についてお聞きする中で、今の背景等を御説明申し上げ、その上で質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染増大の中、今後、利根町の福祉、医療、教育が、その基本的機能を持続的に保持することが肝要と考えております。利根町では、地域福祉計画、高齢者保健福祉、介護保険事業計画、障害者プラン、これは障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を含み策定をされております。また、教育部門におきましては、生涯学習を含む教育大綱も改定されました。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息の予測がつかない現在、まちづくりや福祉、教育の現場での自助、共助、公助の価値、このことの意味を現場において、子ども町民も含めて実践をしながら、新しい生活、これを問い直す時期に私たちは直面していると捉えております。ここで、日々の暮らしやまちづくりにおいて、自助、共助、公助の概念をどのように認識したらよいのか、これを私は考えました。

地方自治の研究者、元相模女子大学教授の松下啓一氏がこのように発言されています。「自助、共助、公助はこの順番でという順番論ではなく、自助が得意なところでは自助で、共助が得意なところは共助で、公助が得意なところは公助でという得意分野論が正しいと思う」このように発言されておられます。これを自助、共助、公助の補完性だと、私は捉えました。

町民の自助が今、最大の要請を求められる中、この補完性に基つき、オール利根でコロナ禍の難局を乗り切るためにどのような方針が必要でしょうか、どのような試みが必要でしょうか。

感染症の予防や防止に努める町民が外出自粛や行動の制限をされ、その結果、運動不足や孤立、虚弱という、フレイルと呼ばれますが、フレイルに陥ることを最小限に抑えていかなければなりません。

昨年からのコロナ禍においては、ソーシャルディスタンスという言葉が耳にされるようになりました。これについて、ソーシャルな距離、この意味がずっと私の中では、社会的な距離というふうに理解していたのですが、このソーシャルではなくて、コロナウイルスに対してはフィジカルなディスタンス、物理的な距離なんだろうと、その後、解釈をし直しました。ソーシャルに、つまり社会的に距離を取るということは、多少はそれはしようがないかもしれませんが、これは人間にとっては大変必要なことであると。私の知り合いの方が「石山さん、ソーシャルディスタンスというけれども、心の距離は近くにしようね」というようなことを、昨年度、1年ぐらい前にお話をしてくださいました。

そこで、町民が精神的に元気である、これもまた、これからのコロナ対策の中に含まれるのではないかなと考えました。学校教育現場での教育の質、また、町民それぞれの社会参加、これをどのように確保するのか、これが問われている時期に来ていると思います。そのための三つの確保策として、可能性のある秋冬の蔓延、これが可能性があると思われるしております。これに備えての土台づくりとしての三つの方針について、まずは1番目として、学校教育現場についてお聞きしてまいります。

1 番目の質問の（1）学校教育現場で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の学校運営についての方針，こちらをお伺いいたします。

以下の質問は自席にて行います。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

池田指導課長。

〔指導課長池田 恭君登壇〕

○指導課長（池田 恭君） それでは，石山議員の御質問にお答えいたします。

現在，学校で児童生徒あるいは教職員が新型コロナウイルス感染症を発症することは，いつ起きてもおかしくない状況にあると考えております。そのため，町教育委員会と学校が連携し，迅速に，そして適切な対応をする準備をしております。

学校では，感染症が発生した場合，保健所の指示に従い，学校医との連携を取り，必要な期間，学級閉鎖，学年閉鎖を中心として，場合によっては臨時休校といった対応を取ります。その間の学校運営としては，学校と家庭との連絡体制を確保し，児童生徒の体調の確認，心のケアを大切にした取組を重視していきます。

学級，学年閉鎖，臨時休校の場合，学習面においては，家庭学習の課題を準備するとともに，教科書に合わせた授業動画であるいばらきオンラインスタディの活用を積極的に進めていきたいと考えております。

令和3年8月20日に，文部科学省より，小学校，中学校及び高等学校における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等についてが出されました。その中に，学校教育活動の継続という記載がありますが，当町においても地域の感染状況を踏まえ，学習活動を工夫しながら，可能な限り学校行事や部活動も含めた学校教育活動を継続し，子供の健やかな学びを保障していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御答弁ありがとうございました。夏休みも終わりました，新学期，学校生活を楽しみに子供たちはしていたと思います。その中で，緊急事態宣言発令も茨城県としては受けまして，いろいろな対応に御尽力いただいているところです。

そこで，2学期の小中学校の学習についてですが，こちらのほうが大変いろいろな環境についての課題とそれから人員の問題，そのようなことが多々あると思います。その中で，昨日，報道では，茨城県も緊急事態宣言が延長になるとの方向性が報道されました。

これから秋冬を迎え，そして3学期までの長い展望の中で対応が大変かとは思いますが，学習について，こちらのほうがやはり登校を分散登校にするとか，それと，登校はしても預かるという形にするというのが今週あったと思います。そのようないろいろな形があると思うんですけれども，緊急事態宣言下においては，これが最大限の接触を避けるというような形を取るとは思いますが，その形の部分でどのような方向性を，今の時点で結構ですので，こういう場合があるというようなところで，先ほど，いばらきオンライ

ンスタディというものを利用されるというところをお伝えいただきましたが、学習の環境については、今の時点でお考えのところをお聞きしたいと思います。できる範囲でお願いします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 茨城県も緊急事態の延長ということが発表されました。県の非常事態宣言、今日の午後、知事の会見があるようですが、非常事態宣言もほぼ延長されるだろうと思われます。学校のほうの休校、休業も延長ということになるんだろうと思われます。そのときに、やはり学びの継続、学力の保障という点で、自宅で勉強を何とかさせたいということで、来週、月、火、水の中で、小学生の場合には親御さんと一緒に登校をして、学習のプリント、それから1人1台のタブレットの貸与、持ち帰りをしていただいて、そのタブレットのオンライン視聴にチャレンジしてもらい、あるいは学校での朝の会、時間を決めてやってみて、どんな不具合が出てくるとかといったものも見てみたいと思います。オンラインの学習と紙媒体の併用という形で、非常事態宣言、緊急事態宣言を乗り切りたいと考えています。

子供の監護につきましては、家庭で見られない方は、学校へ連れてきていただいて、学校で面倒を見る、個別学習をするということになります。児童クラブ、2時55分ですか、3時から預かりと、そのつなぎを学校の教職員に昨日お願いしたところです。いずれにしろ、残念ながらコロナの感染拡大ということで非常事態宣言、緊急事態宣言ダブルで出ておりますので、一刻も早い収束を願うばかりというところです。

ただ、内々に県のほうから、中3に限っては来年に振り分けるにはならないものがございいます。また、高校受験もありますので、進路学習として分散登校かという話が来ております。ただ、これも確定ではありませんので、今日の午後の知事の会見を注視しているところでございいます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 1週間ごとぐらいに激動しております。その中で御対応をお願い申し上げます。

今、教育長も表現されたように、分散登校ですとか、宅習というんですか、自宅学習、それとオンライン学習、これの組み合わせだと思ふんです。どうしてもオンライン学習のみになってしまうという場合もあるかとも思いますけれども、やはりそこは御家庭の事情、子供の状況、それによって組み合わせで、いわばハイブリッドで対応していくというような方向になるのかなと思っております。まずは試みの段階ですから、GIGAスクールのほうの事業も進んでいるようですので、どうぞいろいろ御尽力いただきたいと思ひます。

それで、GIGAスクール構想の中で一つだけ、最近、これは6日の報道で、GIGAスクール運営支援センターというものが文科省の来年度予算で概算要求が出ているようございいます。こちらのほうがなかなか、教職員の方々がいろいろな試みをするオンライン

学習のコンテンツをつくっていくとか、そういうところではやはり外部の力が必要だと思いますので、このようなセンターのところからの知識ですとか、人材の提供などをぜひ受けていっていただいて、来年度ですので、今年度残り半分はどうぞいろいろ御研さんしていただきましてというところでよろしく願いいたします。

続きまして、2番目のワクチン接種の方針ですが、私が先ほど来、自助、共助、公助の補完し合っただけの協力体制、この中で、やはり公的なサービスに関わる方々、まずは役場の職員の方々、福祉関係で社協、民生委員、児童委員さん、それから教職員、通告書には「教員」と書いたんですけども「教職員」でお願いいたします。あとは各小学校の児童クラブ指導員、このようなエッセンシャルワーカーの方たちが、まずは活動しやすい、それからある程度の安心をもって活動していただくために、ワクチンを幾ばくか早目に打っていくというのは、私の考えとしてはあるのかなと思っておりました。

利根町は、昨日、ワクチンの接種状況をお伝えいただきましたが、児童クラブの指導員さんの接種状況などももしあれば、状況は聞きましたけれども、どのくらいの時期にどういうふうに接種したか等あれば補足願います。ワクチン接種のエッセンシャルワーカーの方々への接種の方針、それと現状をお伝えください、お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 役場職員、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、町内小中学校の教職員、各小学校の児童クラブ指導員などの職種は、日常生活における必要不可欠な仕事を担うエッセンシャルワーカーと呼ばれています。

町としましては、エッセンシャルワーカーも、国や県が優先接種として位置づけている医療従事者等及び高齢者施設等の従事者と同様に、優先接種の対象とする必要があると考え、石山議員の御質問にあります、エッセンシャルワーカーに幼稚園教諭、保育士を加え、キャンセル待ち登録による優先接種という形で進めております。

キャンセル待ち登録による接種は、予約者からキャンセルが出た場合に、キャンセル待ち登録者で都合のつく方に接種していただく仕組みです。ファイザー社製のワクチンは溶解後6時間以内に接種しなければならないため、キャンセルが出た際、ワクチンを廃棄せず有効活用するものでございます。

なお、キャンセル待ち登録は、町内在住者に限らず、町内に勤務するエッセンシャルワーカーも対象としております。居住地のワクチン接種の進捗状況により予約ができない場合もあることから、当町のキャンセル待ち登録で接種できるようにいたしました。

役場職員もキャンセル待ち登録による接種をしておりますが、介護事業所である福祉課の地域包括支援センター職員、保健福祉センター職員、防災危機管理課職員はキャンセル待ち登録の中でも優先接種とし、キャンセル待ちによるワクチン接種はほぼ完了しております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 利根町では、年齢順、上のほうから規定の接種についても御考慮いただきまして、早くに12歳以上ですか、そちらの接種のほうは、昨日、結果のほうをお聞きいたしまして、なおかつエッセンシャルワーカーさん方の接種についても、キャンセル待ちでの接種、これを利用なさったということで、いいあंबいで調節していただいたなと思っております。

次に、（3）で町民の社会的孤立の予防ということで、社会的孤立を予防するといえますか、やはり巣籠もりしてというのが、昨年から緊急事態宣言等が出たとき、それから茨城県で言うと感染拡大地域指定、そのようなものがいろいろ指定があったり、ステージが県のほうの基準が県独自のものがあったり、いろいろ状況が、私どもも何の指定、何の指定という感じでいろいろありました。

その中で、やはり皆さん方、町全体、行政も町民のほうも、これは人流を抑制する等の意識が高く働いて、今、感染者についても抑えていると私は思っております。でもこれがまた冬に向けてどうなるか、こちらは実際になってみないと分からない、そのような中で、せめて精神的安定といえますか、そういうものがあって、それから日頃の活動している仲間、これがいかに大切かというのを私自身も実感しているところです。

この活動場所としての今後の公共施設利用の方針、こちら概要のほうを先に御説明いただけますか。（3）で、公共施設利用の方針をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 公共施設の利用停止期間は、茨城県独自の緊急事態宣言が適用される前日の8月5日から、国の緊急事態宣言期間の終了日である9月12日までとさせていただきます。これは、国や県からの不要不急の外出自粛要請を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議をし、決定した町の対応でございます。また、町内の感染者数が急激に増加していることから、緊急事態宣言期間中は、各課のイベント、事業、会議は原則中止または延期することにいたしました。

町としましては、町民の活動不活性化を最小限にするため、活動場所である公共施設の利用を可能な限り早く再開したいと考えておりますが、町内の感染者数が増加している現在、この状況を長引かせないことが一番大事と考えております。町民の皆さんにおかれましては、今は、自分が感染する、相手に感染させてしまうことを避けるため、行動を必要最小限にとどめるようお願いするとともに、公共施設の利用制限について御理解をいただきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 茨城県では緊急事態宣言と、それから、これが今は延長される見込みになっておりますが、その下の蔓延防止の措置、それから県独自の非常事態宣言これもあり、知っている限りで三つのものを県知事さんはなるべく先に手を打つというような方向でやっておられるのは理解しております。

それで公共施設について質問したのは、今はそういう時期ですけれども、これから1年後を見据えたときに、できたら、公共施設等と市民団体とか、それから子供の活動もそうですよね、こういう制限がある中でどのようにフィットさせていくか、そのときの宣言、状況によって公共施設は絶対貸さないという部分は、それは分かります。でも、やはりさっき言いましたように、いろいろな状況によっては、町民の活動をある程度の条件をつけて、例えば、時間制限を行うとか、それからオンラインを活用して利用ができますよとか、いろいろな工夫ができると思いました。

そこで、こういうふうになぜ申し上げているかと申しますと、昨年の暮れに感染拡大の地域に指定されたときに、町民の活動が中止に、公共施設が閉鎖、その中で外での活動それとか、今はできますけれども、当時はできませんでしたけれども、オンラインでの開催とかいろいろできたかなというのがあります。

こちらのほうとしても混乱していたので、グラウンドの使用とか公園の使用とか、それも含めてできるところはないのかなと。これからちょっと状況がよくなってきて、完璧に感染がゼロになるというのも、それは町長は目指しておられるとは思いますが、その中で工夫ができるのじゃないかと思ひまして、この質問をさせていただきました。

そこで、先ほど申しましたように、自助、共助、公助の中で、公助が共助に対して、共助というのは、市民活動団体とか近所付き合いとか子供の遊び、そういうものに対してのサポートをしていただくというのは少しどうお考えか、もしありましたら言っていただくのと。それから電子機器を使ったり、ホームページを使ったりしての町長の発信というのを、回数というか、内容もそうなんですけれども、短くていいので、感染拡大地域指定になったら、こういうふうに町のほうの規制はこれだ、できるところはこれだというふうに発信していただきたいなと思ったので、その辺の調節といいますか、指定宣言がされたらもう全部活動一挙に停止というのを、それを目指すのであれば、そういうふうに発信していただいて結構なんですけれども、その辺のお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 外出自粛要請が出ている期間は、孤立や生活不活発な状態、フレイル、ひきこもりを防ぐため、いつも以上に人とのつながりや体や脳を動かす時間をつくることをお勧めします。他者と会う機会が減ってしまった場合、電話、メール、LINEなど、対面以外の手段によって人とつながる時間を持つことや、御自宅でできる軽体操、軽作業などをするよう心がけていただきたいと思います。

なお、保健福祉センターで実施しております介護予防のための各種教室や体操などの集団で実施するものについては、8月5日から中止している状況でございます。

保健福祉センターでは、介護予防事業教室の参加者に対するフォローとして、電話で教室の休止を伝えるとともに、現在の体調や自宅で行っている運動、生活状況を確認し、健康維持に必要なアドバイスを実施しております。なお、個別相談に関しては休止せず、感

染予防対策を行った上で実施しております。また、シルバーリハビリ体操やフリフリグッパ体操の方法について、町公式ホームページに掲載し、自宅で健康維持に取り組んでいただけるよう働きかけているところでございます。

緊急事態宣言、まん防なんかが出た場合には、去年、私は無線で1回呼びかけたときがありますが、今後もどういうふうにしたらいいのか考えながら実行していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 昨年の防災無線での町長の呼びかけ、それからYouTubeでの画像を載せていただいたのもよく記憶しております。最近では、ウェルネススポーツ大学のあれもリハビリ、ストレッチですか、その画像を載せていただいています、私もトライしてみようかなと思っているところで、そういう動きも見ましたところ、やはりオンラインの活用というのもぜひ進めていっていただきたいなというのが、私の個人的な意見ですけれども。

最後にちょっと、例えば、どのような呼びかけを行っていくかというのは考えていらっしゃると思うんですけれども、以前よくやっていたいたランチミーティング、このようなものもオンライン機器を使って接触を最小限にとどめながら行っていくというものもあかなと思うんですけれども、そちらのほうの御検討もしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今、ランチミーティングのほうは申込みが全然ない状態です。ですが、「町長への手紙」のほうは前よりたくさん来ております。「町長への手紙」はホームページの中で公開してあります。ですから見ようと思えば、公開希望せずの方は見られません。その方は載せていないですが、「希望」と書いてあるものに関しては公開しております。

ランチミーティングのほうも、どうやったら町民の方と話ができるかということを考えながら、できる方法を考えていきたい。

町民運動会の場合も、多分、この緊急事態宣言が延びたために中止にせざるを得ないんですが、まだ中止を決定していません。やる方向で進めておりましたが、例えば、小学校を三つに分散して短時間でということなんかも話し合っていたんですが、どんな方法だったら密にならない競技があるのかとか、生涯学習センターの職員といろいろな話をしてきました。でも、この状況だとちょっと無理かなと今考えておりますが、そういったことを考える時間があつたということ、このコロナ禍の中では、こういう場合にはこういうふうに対応していくというようなことを考えただけでもプラスになったかなと、そういうふうを考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 分散での活動の試み、オンラインを導入してみる、そのような試みを、町民運動会の例で試みておられるということで感謝申し上げます。どうぞ工夫をしていただいて、また私どももいろいろなサポートができる部分があればと私は個人的に思っていますので、その辺も情報共有をぜひこれからもお願いいたします。オンラインランチミーティングでお会いできることを楽しみにしております。

それでは、2番目の質問に参ります。

利根町の地球温暖化対策の推進について。

こちらは、通告書には長々と書いたんですけども、1段落目、2段落目、3段落目で、まずは、本年8月9日で気候変動に関する政府間パネルIPCCの第六次評価報告書、これが発表され、2040年までに気温が1.5度上昇すること。それからお伝えしたかったのは、今までは気温上昇の度合いについては、可能性があるとか、いろんなパーセンテージで示してきていたんですけども、今回とうとう「可能性が非常に高い」それから「疑う余地がない」というようなことが、IPCCでは示されました。

それから、これは日本国内で、しかも近隣で筑波大の先生、釜江陽一助教授、気象学の先生が、「大気の流れ」これの存在があるのではないかということをお公に研究を発表されております。

それともう一つは、世界的なことと言うと、こちらの通告書には載せていないんですけども、世界気象機関、国連専門機関のWMO、こちらが発表しているのが、9月2日報道で9月1日に発表しているんですけども、2019年までの50年間で気象災害で死亡した人はおよそ200万人に上るとする報告書をまとめた。WMOのターラス事務局長は、「気候変動のためにより多くの異常気象を見ることになり、この傾向は今後数十年にわたって続くでしょう」というような動きが報道されております。

そもそも、平成28年に地球温暖化対策の取組について、国の地球温暖化対策、これが発表されて、地方公共団体の責務も明らかになったわけです。そこで、国、地方公共団体の実行計画の策定を促進することが望まれてきておまして、そこで利根町がどうするかという話をさせていただきたいと思っております。

平成28年からの動きですから、特に3月2日、春の初めの頃に、国の地球温暖化対策で、菅首相が、2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念を新設し、企業の排出量情報のデジタル化、オープンデータ化というものの推進等が示されたわけです。

そこで、平成28年から、今、令和3年なので5年以上はたっているわけですけども、地域温暖化対策の取組について、町がどのように行っていくのかをお聞きしたいと思います。

地球温暖化対策の現状と課題について伺う中で、これは決算の審査のときにも、温室効果ガス削減についてのデータを毎回見させていただいておりますが、それについてと、あと、町の温室効果ガス削減などの状況、現状をお伝えください、お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 町では、地球温暖化対策としまして、平成14年度より、地球温暖化対策の推進に関する法律により、利根町温室効果ガス排出抑制実行計画を作成し、削減に向けて取組を実施しております。この計画については、5年ごとに計画を更新し、基準年を定め温室効果ガスの排出量の削減を目指しております。現在、実行計画は、第4期により推進を図っております。

役場では、利根町温室効果ガス排出抑制実行計画事務事業編により、庁舎、各出先機関での排出量の抑制に向けた取組を町内の方々に理解していただき、地球温暖化対策に向けた手本となるよう啓発を行っております。具体的には、節電、昼休み中の電気の消灯、節水、コピー用紙等の削減、ハイブリッドカーの導入、電気のLED化、太陽光発電システムの導入などに取り組んでおります。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） こちらの実行計画、5年ごと改定ということで、これからまた改定の時期が来るのかなと思っておりますが、毎回、決算審査のときに成果説明書等に載せられているのが、庁舎内についての温室効果ガス削減だと思うんですね。ちょっと認識の違いを補正したいので、私としても思っているところをお伝えします。

それは何かと言うと、庁舎の中での努力というのは目の当たりにしてしまして、拝見もしてしまして、削減してきていると思うんですけれども、庁舎内での温室効果ガスの削減という意味で、まずは削減効果、これについて、その検証も含めまして、どのくらい削減してきているのか、庁舎内ということだと思うんですけれども、まずそこをちょっとお答えいただきました上で効果をお伝えください。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 利根町温室効果ガス排出抑制実行計画第1期では、基準年である平成12年度の温室効果ガス排出量に対して、目標排出量を比べますと141トンの減となっております。第2期では、基準年、平成17年度と比べますと277トンの減となっております。第3期では、基準年、平成22年度と比べますと393トンの減となっております。現在進行中の第4期は途中ですが、基準年、平成27年度と比べますと184トンの増となっております。

その年の気候や活動状況により変動はあるものの、取組を始めた平成12年度の基準年の温室効果ガス排出量に比べ、減っている現状でございます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 減少している年もあれば、気候によって変動もある。あと基準として定めるところが、今の国の動向によっては変わってくる可能性もあると思うので、その辺は議員のほうにも説明のほうをよろしくお願いいたします。

（3）に移りますが、地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温対法、これによ

る実行計画というのは、事務事業編、区域施策編、これがありまして、近隣の市町村を主に眺めてみますと、例えば、稲敷市等は、環境基本計画等を策定して、温室効果ガス削減の範囲も全市とかそういうふうに定めるとか、あと、いろいろな試みを体系をつくり、そして事務事業編と区域施策編、これをつくっているところがあります。

間違っていたらいけないのでお伺いいたしますけれども、区域施策編は、町としてはつくることはできる、これについての準備は大変だろうと思うんですけれども、この区域施策編ではなくて事務事業編だけでありますけれども、今後はどのようなことも考えられるかお考えをお示してください。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 地球温暖化対策の推進に関する法律により、利根町温室効果ガス排出抑制実行計画を策定して、温室効果ガス排出抑制を図っております。現在の第4期計画は、平成29年度から令和3年度までの実施計画となっております。第5期につきましては、令和4年度から令和8年度までの計画になります、現在策定中でございます。

現在、利根町では、事務事業編のみ策定しております。区域施策編は、都道府県、指定都市、中核市、特例市が策定の義務があります。茨城県内44市町村のうち区域施策編を策定しているのは14市町村のみであります、環境問題は重要な問題ですので、いろいろな情報を得ながら、区域施策編の策定を検討していきたいと考えております。

昨年10月、国が2050年ゼロカーボンシティを表明したことから、町としましても、2050年までに温室効果ガス排出が実質ゼロに向けての対策を講じるべきか、今後の課題として検討していかなければならないものと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 世界と国の動向は激変しております。しかしながら、この事務事業編で培った、何というんですか、データ収集、それから皆さんの庁舎内での職員さん方の努力というのを私たちも見習って、町民もその意識を持って、関心を持って、自分たちが何ができるかというふうになっていければなと思っております。

区域施策編等をつくるに当たっては、検討していかれるということで、ぜひ町民も協力したいと思いますが、将来像としてどのような環境にするかというビジョンとかも描いていくようなことが必要になってきます。その中で、低炭素についてのまちづくりも構想もしたい。それから自然環境、生物多様性、キーワードとして申し上げますが、そのようなことも、オール利根で考えていかなければならない。もちろん3Rですとか廃棄物について、あとは市民一人一人が環境を考えて行動するというようなことが必要になってきます。

子ども大人も勉強しなくちゃいけないんですけれども、まずは学校教育等でも環境について、市民の一人として児童生徒も含まれますから、その環境を考え学ぶというようなところも必要になってくるとは思います、最後に、教育長のほうにお伺いして終わりにしたいと思いますけれども。小中学校における授業の中で、あるいはほかの場面で環境教

育，これを，教育大綱も改定されましたので，どのようなことが今なされているか，またはこのようなことをしたいということがありましたらお伝えください。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 文部科学省が学習指導要領を出しておりますが，環境教育の充実を各教科と関連させて指導することが示されております。ここでは，現在の大切な課題に関する教科の横断的な内容を例示してあります。

例えば，小学校社会科の内容で，茨城県の土地利用，ごみの再利用の問題，あるいは理科，生物と環境について，動植物の生態を観察すること。そのほか道徳では，自然や動植物を大切にすの心の育成，総合的な学習の時間では，各学校で地域や学校の特色に応じた環境にふさわしい課題を取り上げることを例示してきております。

また，県の事業ではありますが，SDGsに関心を高め，実践力を高めることを狙いに，小学校では全児童にキッズミッションなる，ごみ，水，電気の3項目に絞った自分の生活チェック表，エコチェック表なるものを配付しております。例えば，ごみでは，リサイクルできるものはリサイクルに出しているとか，あるいは裏が白の紙はメモ用紙で使うとか，水では，洗顔と歯みがきのとき洗面器やコップに水をためて使うなど，そういったことです。全部で19日，6日間のチェック表を全児童に分けている。

中学校のほうでは，同じように「みんなでつくろう！持続可能な茨城」なるパンフレットを配布して，17のSDGsの目標で，自分が何を行動としてできるか，そういったものを挙げさせるといったことをやっております。こうしたことが，県民運動のいばらきエコスタイルにつながっていくのではないかと考えています。

利根町の小中学校の現場でも，特徴的な環境学習としましては，学校の周りの自然を生かした実践が幾つかございます。地域の人材を講師にビオトープを設置し，メダカやトンボの成長を見守る活動，あるいは学校周辺のごみ収集活動，そういったものが環境学習として成り立ってきております。また，グリーンカーテン，ゴーヤとかアサガオとかそういったものを植えて日差しを防ぐ，よく学校や各家庭で見られる取組，そういったものを関連づけることができるのではないかと思います。

いずれにしても，こうした学習活動を通じて，環境の大切さ，省エネの大切さ，そういったものが，SDGsが目指す持続可能な開発目標につながって，さらにはカーボンニュートラル，そういった実現に一步でも近づくのではないかと考えています。地道な活動と併せて，学校教育の教科の中でも位置づけていきたいと考えています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 教育現場での，そういった環境についての学びというものがこんなにあるかということを感じました。こちらのほうもいろいろ試していただく，コロナ禍ではありますけれども，コロナというウイルス，これもやはり自然の一部と捉えれば，

共存していくとか、そういうこともおっしゃる、そういう論もあります。共存していくとか、そういうところも考えていけるような柔軟な思考ですよ、そういうところを、小中学校で、学校教育におかれましては推進していかれているというふうに私は認識しましたので、あとは私も含めまして、大人も学んでいけるようになったらいいのかなと思っております。いいのかなではなくて、学んでいきますということで答弁は結構です。これで終わります。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告，11番船川京子議員。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） 10番通告，船川京子です。足元の悪い中，傍聴席の皆様におかれましては，お運びいただき，心から感謝を申し上げます。

それでは，通告順に従い質問をさせていただきます。

奨学金返済支援制度について，前回に引き続きお尋ねしたいと思います。

現在町では，新卒社会人を対象とした奨学金返済支援制度創設に向け，制度設計に取り組んでいただいていると思います。引き続き魅力ある設計を願います。

そこで，今後の方向性についてお聞きしたいと思います。

6年前に初めて奨学金返済支援制度に対する質問をさせていただきました。当時大学を卒業したばかりの息子の友人たちやその保護者，さらにランドセル贈呈事業を行う時期でもありましたので，併せて子育て世代の保護者の方の御意見にも注目しながら，聞き取り調査を進めました。

当時は，現在のように全国的な広がりはまだ見せていなかったことも加味されたとは思いますが，町が奨学金返済支援を行うことに対する多くの支持と期待，多様なニーズの声が寄せられました。まずは，新社会人を対象とした支援の創設，そこからのスタートとの認識は持っています。その上で，諸事情によりUターンをせざるを得ない若者からの早期の制度施行を望む声を折に触れ，お伝えしてまいりました。そこで，調査など進捗状況をお伺いしたいと思います。

また，Iターン，Jターンなど多角的な魅力や実効性などを含む，若者が利根町に住む可能性を見いだせる支援制度の創設について，町として今後の取組をどのようにお考えでしょうか，お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、船川議員の御質問にお答えをいたします。

奨学金の返済支援制度につきましては、6月の一般質問で、制度設計に向けて準備を進めていくと答弁したところでございます。現在、令和4年度から制度創設に向け、他市町村の事例を参考にしながら、制度設計を進めております。

この制度は、財源として国の特別交付税措置を受けることを前提としたものでございますが、現在のところ、UターンやIターン、またJターンの方を対象とする奨学金返済支援については、特別交付税措置の対象外とされております。したがって、まずは、特別交付税措置の対象範囲である奨学金の返還を開始する大学等を卒業した新規学卒者のみを支援対象とした制度を立ち上げてまいりたいと考えております。

御質問のUターンやIターン、また、Jターンの方を含めた対象者の拡大については、制度の創設後、国の動向や新たな制度の申請状況等を見据えながら検討してまいりたいと思っております。

私も選挙の公約をいたしましたので、このことについては真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 大変よく理解をいたしました。町長の公約の部分に触れさせていただいて、再度お聞きしたいと思ったのですが、今、前向きな答弁をいただきましたので、現場のニーズとしては、確かに新卒からのスタートは国の補助金を活用ということで、一歩進める初めの一歩になるかと思いますが、現場はUターンを望む声が、私のところには一番多く聞こえてきたとの印象を持っています。力強い答弁をいただきましたので、ぜひとも令和4年度から望ましい方向に展開していただけることをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、次に、成人式の取組についてお伺いいたします。

二十歳の成人式において、町ではどのような祝い品もしくは記念品などを贈呈しているのかお伺いいたします。また併せて、二十歳の若者を対象に成人式典を行っていますが、法改正により、令和5年から18歳で成人と認められるようになります。今後の町の対応として、式典を行うタイミングをどのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 成人式の記念品につきましては、記念写真及びその年の成人式実行委員会において選定した記念品を贈呈してきております。ちなみに、平成30年度、スプーンとフォークのセット、令和元年度及び令和2年度はサーモボトルでございました。予算額としては1人2,200円となっております。この実行委員ですが、利根中から推薦された、その学年15名を選任しております。

令和5年からの成人式の実施方法につきましては、令和5年に成人となる18歳、19歳及び20歳の各15名による検討委員会を今月末に開催し、その協議結果を基に、翌月10月開催の教育委員会定例会において決定する予定となっております。検討委員会の開催予定は、9月26日日曜日を予定しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） まず、成人式典を行うタイミングに関しては、まだ決定されていないということなので、今回の私の質問の中では「二十歳の成人式」と表現をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、記念品のほうなんですけれども、予算1人2,200円ということで、この金額を前提に2回目の質問をさせていただきたいと思ひます。

前回の定例会にて、ランドセル贈呈事業の代替案及び町内商店の活性化を目指し、2分の1成人式にお祝ひ品として、商工会加盟店で利用できる商品券を活用することについて町のお考えを伺ひました。前向きなお答えをいただき、楽しみにしているところです。

しかしながら、先ほどお答えいただいた二十歳の成人式の予算や記念品を鑑みると、10歳で行う2分の1成人式のお祝ひの範囲がごくごく限られたものになるとの印象を持ちます。また、新成人の数も減少する中、若者にシビックプライドを抱いていただく上でも、二十歳の成人式の記念品については、内容や予算を再検討する必要があるのではないかと感じます。

例えば、最近の結婚式で渡される引き出物は、ウェブオーダーギフトが多く見られ、カタログ内の商品も豊富で魅力的なものになっています。一つの例ですが、縦横10センチから15センチほどのおしゃれな封筒にカードなどが入れてあり、ウェブサイトにはアクセスし認証コード等を入力するとカタログ内の商品を自由にセレクトでき、希望する場所へ配達されます。

成人式の記念品に対する考え方も、町からのお祝ひ品と幅を広げ柔軟な発想を取り入れるとともに、2分の1成人式の取組も視野に入れていただきながら、二十歳の成人式における贈り物についての考えをお伺ひいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 記念品の内容につきましては、成人式実行委員会で、今後検討、協議していきたくて考えております。

議員の質問の中にシビックプライドなる言葉が出てきました。どんな概念なのか調べてみたんですが、地域をよりよい場所にするために自分自身が関わっているという当事者意識、自負心を指しているとありました。

私のがぞいた資料の中には四つのキーワードがございました。

一つがキャンペーンを打つ、どういったことかという、例えば、町民参加のフォトブ

ックの出版あるいはロゴ入りグッズ、とねりんグッズ、そういった物を販売する。あるいは、町長による施政方針による後押し、住み続けたいまち、子育てしたいまち、教育のまち等々。三つ目に、住民参加のイベント、施策、今回の船川議員の一般質問の後でそういったことが出てくるかと思えます。あるいは住民参加のガイドブックの作成、最後に、義務教育で育むシビックプライドとして、小さい頃から小中学校で学ぶこと。利根町の自然あるいは歴史、地域の方々を呼んでのキャリア教育等々、そういったもので住み続けたいまち利根町ということを考えさせたいと私も思うんですが、そういった関連で、今度の民法改正の成人式の記念品についてどうするかということですが、大分人数も少なくなってきました。記念品の額の上乗せも検討していきたいと考えています。そうすることで、前回の議会でも取り上げていただいた小学校4年生の2分の1成人式、そういったところでの祝い品もぜひ心に残るものとなるように検討していきたいと思えます。

そういったことで、シビックプライドが助成につながるかどうか分かりませんが、一つのきっかけとして、成人を祝う会の祝い品、検討していきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 特に二十歳の成人式のお祝い品の金額が2,200円ということは、2分の1成人式をそれより上回らせるのは、ちょっと整合性に疑問を感じる部分があるので、やはり本番である二十歳の成人式に若者に郷土愛、地域愛を持っていただくためにも、本当に柔軟で若者が望む魅力的な対応をしていただければ、それに連動して2分の1成人式のほうもいい形に進められるのかなと、決して切り離せるものではないと、そのように考えます。今、教育長のほうから、ちょっと抽象的ではありましたが、前向きな答弁をいただきましたので、ぜひとも御発言のとおりに進めていただければ望ましいかなと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

イベントの開催についてお尋ねいたします。

町では、利根町観光協会主催や町民団体、町民有志などにより、近隣の市町村からの人の流れも期待できるイベントが、春夏秋冬それぞれ行われています。春のさくらまつり、夏の花火大会、秋の産業祭、そして新たにスタートした冬まつり、しかしながらこのコロナ禍の中で、今年も町一大イベントである花火大会も中止となりました。残念で寂しい思いを感じていたところ、突然、LOTUS FES、すてきなネーミングだと思いました。開催の案内を頂き、出かけてみました。

初めての蓮祭LOTUS FES、コロナ禍の中、少し心配な気持ちもありましたが、多くの人々がちょうどよい間隔でソーシャルディスタンスを保ち、お子さんから御年配の方までたくさんの笑顔があふれていました。また、思いのほか柏ナンバーの車が多く目立ち、県外からの来町も多かった印象を持ちました。

短期間の準備の中でどのようなアピールをされ、集客を図ったのでしょうか。また、せ

っかくのイベント開催を、千葉県側も含めた近隣の市町村など関係市町村と情報共有、情報発信など互いに協力し合う体制を構築することで、交流人口の増加、互いの市町村の活性化にもつながるのではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 船川議員御提案のとおり、町がイベントを開催する際には、これまでのように町内の方だけをターゲットにするのではなく、町外からも人を呼び込み、町の活性化や交流人口の増加につながるイベントをつくることが重要であると考えております。また、このことは、イベントだけでなく観光客の誘致も同様で、国において平成29年に閣議決定された観光立国推進基本計画の中で、広域観光連携の推進を掲げており、これまでの一つの観光地を訪れる観光から複数の観光エリアを訪れる観光への転換を目指すことの必要性が示されております。

特に、当町のように宿泊施設がなく滞在型観光には不向きな自治体にとっては、近隣市町村を訪れた観光客が利根町に興味を持ち、足を延ばしていただくための仕掛けも必要です。そのためには、日頃から他市町村との連携を図り、当町の魅力を多方面に向けて発信することは、極めて有効な手段であると考えております。

昨今のコロナ禍においては、どの自治体も観光事業やイベント開催について共通の悩みや課題を抱えていると思いますので、まずは担当者レベルで意見交換、情報交換を積極的に行い、イベントの開催や観光PRについて、広域的に相互協力ができる体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） どちらにもプラスになる取組だと感じておりますので、ぜひとも前向きに協力し合いながら進めていきたいと思うのと同時に、実はちょっと、このお話を担当課とさせていただいたときに、せっかく他市町村から親水公園を訪れていただいて、それだけで終わるのではなく、ぜひそこから食事に行っていたり、次の見学地に足を運んでいただけるような、そんな動線も築いていきたいという、大変うれしく前向きなお考えを聞かせていただいたことをよく覚えています。

そのように、この親水公園に対する担当課はじめ、町長もそうだと思いますが、ここを観光資源としてぜひ醸成させていきたい、そんな思いで次の質問をさせていただきたいと思っております。

次に、会場となった親水公園の環境整備についてお伺いしたいと思います。

当日は、トクトクトクやゾウさんと水遊び、キッチンカーなど真夏の楽しい思い出のひとつを過ごさせていただきました。と同時に、木道の基礎整備や池の水際にある護岸材などの経年劣化、駐車場の大型化の必要性など、親水公園の環境整備における課題も見えてきたとの印象も持ちました。今後、この親水公園をさらに町観光資源として醸成させ活用していくためには、環境整備に尽力していくことが望ましいと考えます。

次に、環境整備について、ほかに親水公園を観光資源として醸成させていくために何か取り組むべき課題があるかとお尋ねしようと思っていたのですが、今回の一般会計補正予算に、今定例会初日に一般会計補正予算の説明があり、その中に、公園灯の設置とハス新芽を守るためアカミミガメ対策として金網設置予算の説明がありました。

まず、この二つの事業に関しては次に質問をいたしますので、さきに申しあげました護岸材の経年劣化、駐車場の大型化、木道の基礎整備など、そちらに対する答弁をいただきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

まず、環境整備ということでございます。

利根親水公園は、平成13年に完成してから20年ほどが経過しており、園内の各所に損壊または経年劣化した箇所が多数ございます。

池の中にある木道につきましては、基礎部分が腐敗し、木板が湾曲し、歩行者が転倒するおそれがございます。基礎部分の腐敗が進行し、経年劣化した木板との交換工事が必要であると考えております。また、全体の池の縁の土留めにつきましても、木製のため全体的に腐敗が進行しており、今後整備する必要があると考えております。

トイレの手洗い場につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接手を触れないでいように自動水栓化の工事を行っております。

また、駐車場につきましても、陽光桜、古代ハス、スイレン等、花の見頃の時期になりますと、町内外から多数の来園者がお越しになりますので、駐車場が不足しているという状況がございます。公園付近の圃場を買収いたしまして、駐車場の拡幅をする予定で現在、進めております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 手を加えていかなければいけない部分が多々あるということを変よく理解すると同時に、お越しいただいた町民の方もしくは他市町村から足を運んでくださった方たちに対しても、危険な箇所があるという心配が、ここで見えてきたような気がします。

次のところで、公園灯の設置ということで、これも安心安全のために対応して下さったことの一つだと思えますが、やはり危険なところからきちんと予算配分をして対応していくべきではないかと思えます。

また、何回も申しあげているように、このコロナ禍で、花火大会のような一大イベントを中止せざるを得なくなった状況の中でも、このように町民の方に憩いの時間を過ごしていただけるような取組ができる、その場所が親水公園であり、また、たしか今年のフェスは2日間やっていただいたかと思うんですけれども、そのみならず、季節をまたいでい

ろいろな方が足を運んでいただき、楽しんでいただける場所であると思います。そういった複数の視点から、ぜひとも来年、新年度の予算には力を入れていただきたいと思いますが、これは町長に聞いたほうがいいんでしょうかね、課長でいいですか、ぜひ力を入れていただきたいと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

町で整備していかなければならないもの、来年度というお話でございましたが、来年度予算の前に、今回の議会のほうにまず1点目といたしまして、公園灯の補正予算を計上させていただきます。

これは7月にLOTUS FESを実施しましてすごく感じたことですが、園内には暗い箇所がかなりございます。現在、朝までついている電灯が4本、そのほか自殺防止等、防ぐための感应式のライトが3本ということで、園内の中を散策していただく場合にとっても暗いという状況になっております。安全面、また治安の面からも考慮いたしまして、今回の補正予算で公園灯5基の増設を計上させていただきます。

また、来年の新年度予算におきましても、計上させていただく予算はかなりあるのかなと。議員おっしゃるように、利根町の中心的な観光の地として醸成していくためには、いろいろな修繕、改修が必要だと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） ぜひとも、本当に安心して安全な状態で、先ほどトイレの話をしていただきましたが、感染対策も万全にしながら、多くの方にお運びいただけるような環境整備をお願いしたいと思います。

そこで、アカミミガメの対策として金網設置予算の説明がありましたが、このアカミミガメを、要するに親水公園内に入れないようにするために柵を貼るのではないかと理解をしたのですが、既に親水公園内に生息している亀はいるのでしょうか。もしいるとしたら、その亀に対してはどのような対応をされているのか、また今後どのような対応をしていかなければならないのか、その辺の亀対策についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） 船川議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、現在、親水公園の池の中にはミシシippアカミミガメが多数います。池の中の古代ハスを目当てに多数の来園者の方がお越しになっております中で、現在、亀の捕食により古代ハスの生息面積が減少しております。来園者の方からも、亀の駆除はしないのかというような電話をいただいているのが現状でございます。

アカミミガメ、こちらは環境省また農林水産省で、生態系被害防止外来種リストにおきまして、緊急対策外来種に位置づけられているところでございます。御存じの方も多いと

と思いますが、親水公園の横、北側を流れます豊田南用水にも一面に古代ハスが昔はございました。しかし、現在は亀に捕食され、まるっきりないという状態になっております。茨城県内でも、土浦市などではハスの作物の被害があったりとかという報告もいただいているところがございます。

そのため、現在は池の清掃時に清掃委託業者に捕獲をお願いしたり、また、まち未来創造課の職員でわなの設置などを実施しておりますが、抜本的な解決には至っていないということがございます。

この亀の行動半径は約500メートルということで、公園に行ってくださいと分かりますが、豊田南用水の用水路のところに亀がかなり甲羅干しをしているという状況で、南用水から上がってくる亀と、あとは田んぼ側から来る亀があそこの親水公園の中に生息しておりますので、今回は、池の縁全体約570メートルに金網を設置いたしまして、まずは物理的に侵入できないよう、池縁亀防除の金網設置工事を、今回の補正予算で計上させていただいているところです。

今回の補正予算は一般会計で計上させていただいているものですが、この金網の設置工事につきましては、公園の維持管理ということになりますので、コロナの臨時交付金、こちらには該当しないということで、町の一般財源でお願いしたいということで、補正予算のほうを計上させていただいているところがございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） まず、亀との戦いについてお尋ねしたいんですが、金網を設置することによって侵入を防ぐ、それは分かりました。しかし、多数生息しているというお話があって、既に古代ハスの減少も進んでいると、これは確実に駆除していかなければならない、ある意味ハスの天敵だと思うんですけども、その駆除に対する対応はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 青木まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

亀の駆除でございますが、亀を捕獲した後の話を申し上げますと、こちらは先ほども申し上げましたとおり、緊急対策の外来種に位置づけられている亀でございますので、親水公園で捕ったからといって、近くの川や沼や池に放すということではできません。その後どうするんだということで申し上げますと、国県からの方針でいきますと、約マイナス20度ぐらいの冷凍機能のある冷凍庫の中で一旦冬眠していただくといえますか、そういう形に進む形になります。ただ、町ではマイナス20度のフリーザーは持っておりませんので、それは購入させていただいて、捕獲した亀については、そういう手続、流れで進みたいと考えております。

また、今後につきましては、確かに議員おっしゃるように、今現在うちの課の職員で網

の中にシシャモを入れてみたり、いろいろ入れてみて、胴長を履いてハスの間にわなを仕掛けたりしておりますけれども、それだけでは抜本的な解決になりませんので、いろいろな被害を受けている自治体がございますので、その辺と情報共有をしながら、新年度予算のほうで、捕獲業者といたしますか、そういう専門的な方の協力もいただいて、親水公園のハスを守っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 亀との戦いにぜひ勝利していただきたいと思います。後ろの用水路のハスがなくなってしまうぐらい亀が、特に財政課長の説明のときには、新芽を守るためというこの一文が私はすごく心に残ったんですけれども、来年、再来年そしてその先も、ぜひハスを観賞させていただきたいと思いますので、冬眠をしていただいて、その後次の段階になるのですが、まず、冬眠をしていただくためには捕らなければならないけれども、捕ることがなかなかハードルが高いというのが大変よく理解できました。ぜひとも専門の方に御協力いただくなど調査研究をしていただき、今後も親水公園が利根町の観光資源としていい形に進んでいきますことを念願し、次の質問をさせていただきます。

公共施設の運営についてお聞きしたいと思います。

初めに、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例と、利根町コミュニティセンター条例に記載されている使用料についてお聞きしたいと思います。

生涯学習施設の設置及び管理に関する条例では、使用時間を午前、午後、夜間に区切り設定されています。利根町コミュニティセンター条例では、1時間当たりの使用料となっています。また、冷暖房についても、生涯学習施設は5割増しとなり、コミュニティセンターでは各室につき50円です。

中でも注目されるのが、次の条文です。利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の第8条、使用料の減免第1号に「町民の割合が5割を超える5人以上の団体が生涯学習活動その他これに類する活動に使用するとき5割」と明記されています。しかしながら、利根町コミュニティセンター条例には、そのような内容は記載されていません。

使用料については、公平性の観点から整合性を図る必要があると考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

利根町生涯学習施設であります、利根町生涯学習センター、利根町文化センターと布川地区コミュニティセンターは、ともに地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置された施設でございます。

ただいま議員がおっしゃられた点と重なる点がございしますが、生涯学習センター及び文化センターとコミュニティセンターとの使用料の相違点について御説明いたします。

使用料の区分ですが、生涯学習センター、文化センターは、午前、午後、夜間の三つの時間帯に区分されており、各部屋の広さによって単価が定められております。布川コミュニティセンターは、終日1時間単位でホール以外の部屋は同料金でございます。

割増しにつきましては、生涯学習センター、文化センターは、町外者の割合が5割を超える場合と、冷暖房を使用した場合が5割増しとなりますが、コミュニティセンターは、当初の料金設定が町内者と町外者に分かれており、冷暖房を使用した場合は1時間当たり50円の割増しとなっております。

減免措置につきましては、生涯学習センター、文化センターは、町民の割合が5割を超える5人以上の定期団体が生涯学習活動に使用する場合は5割の減免となっております。一方、コミュニティセンターは、生活保護法による援助を受けている者及び身体障害者福祉法に定める身体障害者が使用するときと定められており、団体などへの減免はございません。

使用料の整合性を図る必要性につきましては、コミュニティセンターを利用している方及び指定管理者の意見を伺いながら、利用者の利便性が向上する方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 町民の割合が5割を超える5人以上の団体、生涯学習活動その他これに類する活動に使用するとき5割、これの適用は町民の利便性向上に寄与すると考えますが、課長はどうお考えですか。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 議員おっしゃられたとおり、団体の利用料金に関しては、5割減額を適用した場合、現在より低額になるんでございますけれども、個人利用の場合に関しましては、文化センター、生涯学習センターの部屋の広さごとにコミュニティセンターで貸し出している五つの部屋を当てはめた場合、小さな部屋に分類されるのが3部屋、広い部屋に分類されるのが2部屋となります。小さい部屋の料金の場合には、現行より低額になりますが、広い部屋については現行より高額になるということも生じてきますので、そこら辺のところも、利用者がどういった方が多いのかということも調べた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 本来であるならば、この利根町コミュニティセンターは、生涯学習施設ではないかなと思うんですけれども、利根町においては、このコミュニティセンターだけが独立しているんです。条例もそうでしたし、根拠法を変えて公民館から文化センターになるときに、このコミュニティセンターも、一旦そのときに見直されてもよかったのかなと印象も持っているんですけれども、コミュニティセンターだけは、あくまでもこの形態を変えないということですか、それとも全体的に見直していただける可能性があ

るということですか。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 前回、船川議員から、緩和についての御提案があったときに、内部でそういったことを進めていたときにも、やはり緩和を加えるのであるならば、料金や予約制についても統一するというところもあるのではないかというふうに内部で話が出ておりますので、議員言われているとおり、あくまでもよく調査した上で変えるなら変えるという方向でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 先ほども申し上げましたが、中でも一番注目されるのが、町民の割合が5割、しつこいようですけれども、なぜ生涯学習施設は5割、要するに半額になるわけです。けれども、コミュニティセンターは、長きにわたって町民の方の健康維持に寄与していただいたり、また、コミュニティで仲間づくりをしてくださっているような方たちが御利用されても、こういった減免はないわけですよ。ここをやっぱり注目すべきだと思います。

課長がおっしゃるように、単発的に、個人的に御利用になる方、その辺の差をつけるのもいかなものかなと思う部分もありますが、少なくとも定期利用団体に関しては整合性を保つべきなのではないでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今、議員おっしゃられたように、やはり整合性という面では、同じ団体で同じような活動をしている方にばらつきがあってはという点は、おっしゃるとおりでございますので、そういったことを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今「おっしゃるとおり」と一言発言されましたので、そのとおりであるならば、そうすべきだと認識をいたします。

ぜひとも御利用される町民の方が公平性を感じ、また公正性も感じ、不満を持たずに御利用いただけるような形で運営すべきだと思いますので、ぜひともよろしく願います。

それでは次に、予約方法についてお尋ねしたいと思います。

例規集には載せられていませんが、現場における予約方法は、利根町生涯学習施設では、定期利用団体は6か月前から、また、一般利用団体は2か月前からの予約となり、布川地区コミュニティセンターでは、定期利用団体も一般団体も同じく3か月前から予約が可能となります。

この違いの理由は分かりませんが、こちらについても整合性を図る必要があると考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

予約方法につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりの予約方法で現在行っております。先ほど、使用料金について検討していく場合には、それと併せまして、予約に関しても考えてまいりたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 検討していく場合というよりも、検討すべきなので検討してください。予約方法については分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

利根町生涯学習施設管理規則には、次のように記載されています。

第13条、利根町生涯学習施設運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。1号、町議会の代表者。2号、学校及び社会教育関係機関の代表者。3号、各種団体の代表者。4号、学識経験者。また附則として、この規則は、平成14年10月1日から施行すると記載されていますが、これまで議会代表者が委員会に委嘱された記憶がありません、今後の町の対応についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

生涯学習施設運営協議会の委員につきましては、現在6人の方を委嘱してございます。平成18年以降は、町議会の代表者の委嘱は行っていないのが現状でございます。

規則と現状が異なることにつきましては、協議会のより円滑な運営に向けて、規則の改正を含め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 一つ確認をさせていただきます。規則の改正を検討する選択肢の中に、これまで長きにわたって町議会の代表者が入っていなかったのですが、ここを削るといふ選択肢もあると理解してよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

町議会の代表者の方を削るということではございませんで、生涯学習運営委員会のほかに四つの委員会がございますが、それぞれについても、現状に合っていない部分もございますので、こういったいろいろな委員会や協議会について、全体的に見直してみるということでございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、現状に合っていないという発言がありましたが、この利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例、それと利根町コミュニティセンター条例の、二つ目は例規集にも載っていなかったんですが、2点にわたって質問をさせていただきます。

したが、このほかにも、現状と合っていないとの印象を持つような内容の記載があったと感じています。全体的に、せっかく文化センターという新しい形で、町民の方も駐車場も整備され、大きな希望を持っているところだと思いますので、そういったところも含め、条例及び規則等の見直しをぜひともしていただけたらなと思います。

特に、価格設定に関して今回取り上げたのは、直接的に町民の方にダイレクトに影響する大事な部分だと思います。その部分も含めて、全体的な見直しをぜひとも検討していただきたいと思いますが、課長、もう1回答弁いいですか。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

やはりいろいろな施設に関しましては、住民の方が使いやすく、よりよく利用していただくのが一番だと考えておりますので、そういったことに少しでも近づきますように、見直しというのは必要になってくると思いますので、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 私は2年前、議会の承認を得て教育長になったわけですが、その抱負の五つの中に「生涯学習社会の実現を目指し、学習と芸術、文化、スポーツの振興を推進したい」ということを入れました。現状として、利根町、高齢化率が高いです。ただ、その高齢者の皆様は、文化、芸術を中心に活発な活動をなさっています。議員の一般質問の中に、予約の方法あるいは金額の問題出ておりましたが、とにかく整合性を大事にしながら、使い勝手のいい生涯施設としていきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 最後に、町の姿勢として教育長にまとめていただきましたので、これ以上お尋ねすることはございませんが、ただ一つ、早期にお願いします。なるべく早く取り組んでいただきたいと思います。でなければ、再度質問させていただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

明日9月10日から9月20日までの11日間は、決算審査特別委員会及び議案調査のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
次回9月21日も午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

午後零時03分散会